

# 川棚川内水面振興協議会採捕規程

(目的)

第1条 この規程は、川棚川内水面振興協議会（以下「協議会」という。）が長崎県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）の指示に基づき、川棚川流域における漁場利用関係を適切にし、水産動物（うなぎをいう。以下同じ。）の保護培養を図ることを目的とする。

(漁具漁法の制限)

第2条 水産動物を採捕する場合は、次の漁具漁法以外のものによって採捕してはならない。ただし、うなぎ塚については、委員会の承認を得て協議会が特に認めたものは、この限りではない。

- 1 手釣
- 2 竿釣
- 3 徒手採捕
- 4 たも網（網口径60センチメートル以下。）

(採捕期間)

第3条 水産動物を採捕する期間は次に掲げる期間内でなければならない。

【うなぎ（うなぎ塚以外）】 4月1日から11月30日

【うなぎ塚】 8月1日から11月30日

(体長の制限)

第4条 全長30センチメートル以下のうなぎを採捕してはならない。

(水産動物を採捕する者の守るべき事項)

第5条 水産動物を採捕する者は、水産動物の保護培養に協力しなければならない。

2 水産動物を採捕する場合、川底を攪拌してはならない。

3 水産動物を採捕する場合、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 水産動物を採捕する場合、委員会の承認証を携帯しなければならない。

5 水産動物を採捕する場合において、漁場監視員の要求があったときは、委員会の承認証を提示しなければならない。

6 水産動物を採捕する場合、河川を汚染するような行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第6条 漁場監視員は、この規程の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式(1)の漁場監視員であることを表示する腕章をつけるとともに、別記様式(2)の漁場監視員証を携帯するものとする。

3 漁場監視員は、採捕者から要求があったときは、漁場監視員証を提示しなければならない。

(承認証の貸与等の禁止)

第7条 委員会の承認証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

(違反者に対する措置)

第8条 協議会は、委員会の承認を受けた者が、この規程に違反したときは、ただちにその者に対し採捕の中止を命ずることができるものとする。

2 協議会は、前項の規定により採捕の中止を命じた場合には、その旨を委員会に報告し、以後その者の採捕を承認しないよう具申するものとする。

(附 則)

1 この規程は、長崎県内水面漁場管理委員会の承認を受けた日から施行する。

様式（1）

# 川 棚 川 漁 場 監 視 員

川棚川内水面振興協議会

様式（2）

## 漁 場 監 視 員 証

下記の者は、当協議会の監視員であることを証明する。

住 所

氏 名

有効期限 自 令和〇〇年〇〇月〇〇日

至 令和〇〇年〇〇月〇〇日

川棚川内水面振興協議会

会 長 〇〇 〇〇 印\_